

岩出市産業振興促進計画

令和2年2月25日作成
和歌山県岩出市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

岩出市は、和歌山県の北部に位置し、和歌山市の中心部から約15km、大阪市中心部から約50km、関西国際空港から約30kmの距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東と南は紀の川市、西は和歌山市に接している。和歌山市や泉南地域、大阪都市圏への交通アクセスに恵まれており、大阪方面から、また、海外から関西国際空港を経て和歌山を訪れる場合の玄関都市となっている。

観光業は、新義真言宗総本山である根來寺を中心に、歴史と文化を感じられるまちとして、道の駅の整備などを行い、来訪者は増加傾向にある。

また、製造業は京奈和自動車道の開通等の影響で、進出数が増加傾向にあるほか、飲食業の進出も盛んである。

一方で、本市の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況下で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、観光業をはじめ、製造業、食品関連産業等の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された岩出市産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を促進しようとする取組】

〈県〉

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 企業立地促進の活用の促進
- ・ 設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等
- ・ 産業振興のための人材育成のための取組

〈市〉

- ・ 租税特別措置の活用の促進
- ・ 固定資産税の不均一課税
- ・ 工場設置奨励金の交付
- ・ 中小企業資金利子補給金の交付
- ・ 各種団体への補助金の交付
- ・ 根来さくらの里を利用した農産物の直売

〈関係団体等〉

- ・ 中小企業の活性化
- ・ 事業支援プログラムの推進
- ・ I T情報化の推進
- ・ 金融制度の周知徹底
- ・ 実需者ニーズに対応した新たな商品づくり
- ・ 直売所や食・農体験と連携した食農教育活動の展開
- ・ 観光P R活動

【目標】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	3	300
卸売業、小売業	5	100
旅館業、飲食サービス業	25	250
情報サービス業等	3	10

※製造業及び卸売業、小売業については、最近10年の進出企業数やそれに伴う新規雇用者数、今後の進出予定企業の動向から算出

※旅館業、飲食サービス業及び情報サービス業については、経済センサスから各業種の進出状況を割り出したうえで、近年の社会経済情勢を勘案して算出

イ 目標の達成業況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	2	7
卸売業、小売業	0	0
旅館業、飲食サービス業	0	0
情報サービス業等	0	0

※前計画期間中に提出された「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」に基づき算出

【成果及び課題】

- ・ 立地条件等により、誘致の見込みがない業種があった

- ・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (1) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (2) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (3) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (4) 民有地を含めた、企業が活用可能な誘致場所のニーズ調査

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された紀伊地域内における岩出市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

本市における事業所数を産業大分類別にみると、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の3産業で全体の半分以上を占めている。広域交通網の整備等に伴い、第三次産業が発達してきたと考えられる。その他、区域内の産業の現状及び課題は以下のとおり。

- (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の中では、農業が基幹産業である。しかしながら、近年の都市化の進展に伴い農地の減少や後継者不足といった問題を抱えており、農業従事者は年々減少している。

また、地元農産物等販売業については、近隣市町村に農産物直売所が乱立しており、売り上げが伸び悩んでいるのが現状である。

そのため、マーケットインに基づいた販売戦略の構築などが求められている。

- (2) 商工業（製造業を含む）

近年の広域交通網の整備に伴い、徐々にではあるが工場等の進出が進んでおり、製造業の従事者数も年々増加している。

京奈和自動車道の開通により、さらなる交通アクセスの改善が行われたことから、優良企業の進出が期待される。

- (3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業の現状は、市内の産業に占める割合は少ないものの、今後はIT関連企業等の新たなソフト産業等の企業進出の促進が必要である。

- (4) 観光（旅館業を含む）

市北部に位置する根來寺周辺には、貴重な歴史文化的遺産のほか自然を体験できる

施設もあり、本市の観光業の中心地となっている。

本市の観光の特徴として、観光客に占める日帰り客数の占める割合が高く、市内に3件あるホテル・旅館の宿泊者数はいずれも伸び悩んでいる。

今後、観光地としてのブランディングを確立し、さらなる誘客に向けた取り組みが必要となる。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農産物の販売戦略の構築	規格外品を活用した商品づくりなど、付加価値商品の拡大に努め更なる販売戦略を構築する。

実施主体・主な役割	
市	根来さくらの里を活用した農作物の販売戦略の展開
紀の里農業協同組合	営農部と連携し、規格外品の商品づくりを行う 指定管理者として直売施設の管理・運営

(2) 製造業

取組事業	説明
企業立地促進事業	市独自の税の優遇措置などを実施し、企業誘致を積極的に行う
創業支援	創業支援セミナーなどを実施し、経営者の育成を図る

実施主体・主な役割	
市	市の補助制度の実施 創業支援セミナーなどの実施
商工会	市の補助制度の斡旋 創業支援セミナーの共同実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
地域ブランドの確立	市のイメージを確立し、観光地としてのブランドを確立する

観光プロモーションの強化	地域ブランドに基づいた観光プロモーションを強化する
宿泊施設の強化	宿泊施設の受入体制の充実に対する支援を行う

実施主体・主な役割	
市	地域ブランドの確立のための事業実施 県などと協力して、県外への観光プロモーションの実施 多言語案内に関する支援などの実施
観光協会	市と連携した地域ブランドの確立と商品開発 観光プロモーションへの参加

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業誘致促進事業	生産性向上特別措置法などに基づき、税の優遇を行い、企業誘致の促進を図る

実施主体・主な役割	
市	税の優遇措置の実施
商工会	市の制度活用の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け相談窓口の設置 Web 媒体、情報媒体による情報発信
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 起業研修における制度周知
商工会	会員への制度周知

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度から令和6年度まで）

新規設備投資件数（件）	3
-------------	---

※半島税制の申請に基づき算出

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度から令和6年度まで）

新規雇用者数（人）	10
移住者数（人）	1

※新規雇用者数については、半島税制の申請に基づき算出

※移住者数については、わくわく地方生活実現政策パッケージの申請に基づき算出

(3) 事業者向け周知に関する目標

①説明会の実施	・市内商工会定期総会等で税制の説明を実施する。
②Web媒体等による情報発信	・市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、広報誌にて年一回程度周知するとともに、確定申告時期にあわせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務課及び産業振興課に半島税制に関する周知資料を設置し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎と市、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口（人）	53,687	53,694	53,944	53,827
生産年齢人口（人）	34,703	34,450	34,394	22,697
高齢者（人）	10,613	11,132	11,533	11,890
高齢化率（%）	19.8	20.7	21.4	22.1

資料：指定区別年齢別男女別人口調べ

【産業別事業所数及び従事者数】

産業大分類		事業所数	従業者数（人）
総数		1,506	14,326
第一産業	農業、林業	2	8
	漁業	1	10
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	37
	建設業	122	654
	製造業	75	1,706
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	19
	情報通信業	5	58
	運輸業、郵便業	24	681
	卸売業、小売業	407	3,650
	金融業、保険業	21	315
	不動産業、物品賃貸業	69	286
	学術研究、専門・技術サービス業	51	275
	宿泊業、飲食サービス業	207	2,026
	生活関連サービス業、娯楽業	186	1,060
	教育、学習支援業	79	552
	医療、福祉	158	2,272
	複合サービス事業	5	235
	サービス業	90	482

資料：平成28年経済センサス活動調査

【農林水産業の基本指標】

農業経営体数（経営体）	498
総農家数（戸）	822
林業経営体数（経営体）	2

資料：2015年農林業センサス

【観光入込客数】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客総数（人）	1,030,896	1,267,106	1,146,352	1,321,718
日帰り客数（人）	990,095	1,232,240	1,117,175	1,291,952
宿泊者数（人）	40,801	34,866	29,177	29,766

資料：観光客動態調査